

会社をやめたあとは？

富山県自動車販売店健康保険組合

健康保険の継続加入

●退職後の健康保険は・・・

退職すれば、健康保険組合の被保険者としての資格は失われ、事業主から保険証の返却とともに「資格喪失届」が健保に提出されることになります。

退職後の健康保険については、4つの方法があります。

1. 引き続き健康保険組合に加入する。（「任意継続被保険者」となる。）
2. 居住地の「国民健康保険」に加入する。
3. ご家族の健康保険の被扶養者になる。
4. 新たな就職先が決まっている場合は、就職先の社会保険に加入する。

※ いずれも加入要件や保険料等、その他違いがありますので、申請期限までに検討し、加入先を決めることとなりますが、3については希望しても申請先（協会けんぽ又は組合健保等）が認めるとは限りません。認められない場合は1または2から選択することになります。

●任意継続被保険者とは？

退職後、引き続き健康保険組合に加入される方を「任意継続被保険者」と呼びます。

加入条件は、「退職日以前に2ヶ月以上継続して健康保険に加入していた」ことが条件となります。

☆ 申請期限は？

退職日の翌日から20日以内に申請書類を提出し手続きしてください。

☆ 申請書類は？

1. 任意継続被保険者資格取得申請書
2. 扶養者（異動）届

被扶養者異動届に必要な事項を記入・捺印され、書類を添付の上当組合へ届けてください。

- ☆ 大学生（短大、専門学校含む）・・・ 在学証明書（原本）
- ☆ 配偶者が無職の場合・・・ 所得証明書（原本）又は、非課税証明書（原本）
- ☆ アルバイト等による低所得者・・・ 勤務状態証明書
- ☆ 年金受給者・・・ ① 受給している年金の通知書（写）を全て
国民、厚生年金改定通知書
遺族年金改定通知書
農業者年金改定通知書
② 所得証明書（原本）又は、非課税証明書（原本）

☆ 加入期間は？

加入期間は、資格取得日から2年間です。

期間満了や保険料未納、就職先の社会保険へ加入等がありましたら、任意継続の資格を喪失しますので、当組合へ連絡の上、被保険者証を速やかに返納してください。

☆ 保険料は？（介護保険該当者は同時に介護保険料を徴収されます）

1. 保険料の算出方法

☆ 健康保険料 = 標準報酬月額 × 健康保険料率

☆ 介護保険料 = 標準報酬月額 × 介護保険料率

2. 標準報酬月額の決め方

☆ 退職時の月額又は当組合の平均標準報酬月額のどちらか低い方が適用されます。

なお、保険料は全額本人負担です。

☆任意継続被保険者に関すること Q&A☆

Q1. どういった場合、任意継続に加入することができますか？

A1. 退職日以前に2ヶ月以上継続して健康保険に加入していることが条件です。

Q2. 任意継続になって2年目になります。収入がないのに保険料が下がらないのはなぜですか？

A2. 任意継続の方の保険料は、資格喪失時のご本人の標準報酬月額又は、当組合の平均標準報酬月額のうち低いほうに保険料率を乗じて算出し、これが任意継続の期間中適用されます。任意継続被保険者の保険料額は任継期間中の収入とは関係ありませんのでご注意ください。

Q3. 毎月の保険料はどのように納付すればよいですか？

A3. 毎月の保険料は、毎月1日に「保険料納付書」が自宅に送付されますので、お近くの金融機関にて振り込みもしくは健康保険組合へ納付いただきますようお願いいたします。なお口座振替等につきましては、当組合はおこなっておりませんのでご了承ください。

★ 任意継続加入一年経過後は……。

国民健康保険（市町村役場）は前年度の所得によって保険料がきめられていますので、一年経過後 勤められておられない場合は前年度の所得がありませんので、当組合の保険料より大幅に低くなる場合があります。

一年経過後は、一度 市町村役場にご相談ください。